

ご存じですか。犯罪被害給付制度

ひとりで悩まないでください

【犯罪被害給付制度】

犯罪被害により、家族を亡くした方や、身体に重大な傷や疾病を負ったり、障害が残った方に対し、国から給付金が支給される制度です。

詳しくは、警察本部被害者支援室

(代)082-228-0110

へお問い合わせください。

【広島被害者支援センターとは？】

犯罪被害に関する電話・面接相談や、裁判所への付添いなどの直接的支援活動を行っている民間被害者支援団体であり、広島県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けている公益社団法人です。

◎ 電話番号 082-544-1110

◎ 受付時間

毎週月～土曜日、第1・3日曜日 午前9時～午後5時(祝日、8月13日～16日、12月28日～1月4日を除く)

犯罪被害にあつて困った

時は、次の警察安全相談電話か佐伯警察署の警察安全相談係に早めにご相談ください。

☎082-228-9110



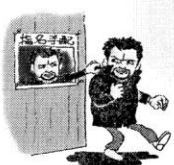
指名手配被疑者の検挙に御協力を！

平成29年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、約660人上に上っています。

これらの被疑者は、殺人、強盗等の凶悪事件のほか、暴行、傷害等の事件に関して指名手配されており、再び犯行を行うおそれがあります。

警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定した上で、11月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととしています。

よく似た人を見掛けたといった情報等、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いいたします。



配偶者等への暴力は犯罪です！

「勇気を出して相談しましょう」

ストーカーや配偶者からの暴力は、重大事件に発展する前に一刻も早い相談と対応が必要です。

◆ 一人で悩まず早めに相談してください

最寄りの警察署、交番等に遠慮なく相談してください。希望されれば女性の警察官等による相談を受けることもできます。

◆ 被害者の立場に立った対応をします

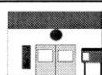
ストーカー事案であれば「警告・禁止命令等」、配偶者からの暴力事案であれば、裁判所が発する「保護命令」により対応することができ、相手方がその命令等に従わなければ、懲役又は罰金に処することもできます。

◆ 関係機関と連携して対応します

県配偶者暴力相談支援センター、各市・町窓口、裁判所等と連携を図って対応します。



お知らせ



☆ 悪徳業者に注意を！

白砂・伏谷地域において、リサイクル業者を名乗り、「何かいらぬ物や宝石類はないですか」と自宅に押しかけ、しつこく居座り続ける事案が発生しています。

さらに、平地に置いていた資材等を勝手に持ち出される被害も確認されています。

不審な業者を目撃された際は、

- ・ きつぱりと渡す物はないと伝える
- ・ しつこいときは110通報する
- ・ 資材等にカバーをかける

など防犯措置を行ってください。

広島県警察
Hiroshima Prefectural Police

なくそう犯罪
ひろしまアクションプラン

早めのライト、上向きライトで安全性がアップ！

9月末現在、佐伯警察署管内における人傷事故の発生件数は327件と昨年と比べ41件増加しています。

時間別にみると、午前8時から午前10時の通勤・通学時間帯、午後4時から午後6時の薄暮の時間帯が多く発生しています。

「ライトは上向きが基本です」

県内の歩行中、自転車利用中の死亡事故をみると、約6割が薄暮・夜間の時間帯に発生しています。

歩行中の事故当事者の殆どは反射材を活用しておらず、車も殆どが下向きライトであり、発見の遅れが事故につながっています。

交通事故を起こさないためにも、ドライバーの方は、薄暗くなったら早めのライト点灯、上向きライトの励行で、安全性をアップさせましょう。

対向車や間に車がいるときは、
下向きライトに切り替えましょう。



広島市防災情報メールの登録はこちらから→entry@k-bousai.city.hiroshima.jp